

第84回東京都個人情報保護審査会総会議事要旨

○会長 開催宣言、定足数の確認

<議事>

- 1 平成29年度個人情報保護制度の運用状況及び個人情報保護審査会の審査状況について
(事務局から資料2及び資料3に基づき説明)

[質疑応答]

(委員) 次年度からでよいが、諮問件数の増加要因が分かるような資料の検討を望む。

⇒ (事務局) 検討して参る。

(委員) 昨年9月に答申が出ているにもかかわらず、不服申立ての処理状況として「審理中」とされているものがある。好ましくない状況である。審理状況は把握しているか。

⇒ (事務局) 審理状況は把握できていない。確認して参りたい。

- 2 近年の個人情報保護制度をめぐる動向について

(事務局から資料4に基づき説明)

[質疑応答]

(委員) 具体例を挙げて説明されたい。

⇒ (事務局) 例えばEU域内から来日した人がいる場合、これに伴い都が取得している情報について、EU一般データ保護規則に即した対応が必要になる。「事故が起きた場合、72時間以内に本人に説明しなければならない。」など厳しい規制がかかる。

(委員) 東京都の支局がEU域内にあるか。

⇒ (事務局) いわゆる現地事務所というものは、現在ないと思われる。ただし、東京都の監理団体には外部に支社等があるかもしれない。こうした状況を踏まえ、東京都の関係団体には、適宜情報提供を行っている。

(委員) 情報提供であるが、昨日、個人情報保護委員会は、移転規制に関してEUの充分性の認定を受けるため、ガイドライン(案)を公表し、意見を募集している。

(委員) EUとは現在も交渉中なのか、交渉は終わっていてEUの判断待ちということなのか。

⇒ (事務局) 昨年12月にEUの委員と個人情報保護委員会の委員とが対談し、改正個人情報保護法においてもなおEU要求事項を満たしていない部分について、法令改正を伴わない形で打開することで合意した。そして2月に解消のための論点整理がなされ、5項目が示され、事実上妥結したとの報道が昨日なされたという状況である。